

忠岡町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

現下の厳しい大阪の雇用失業情勢を鑑み、今後も大阪府や大阪労働局等との緊密な連携を図り、ふるさと雇用再生基金事業及び緊急雇用創出基金事業の有効活用ならびに地域の実情に応じた雇用創出に努めてまいりたい。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

地域就労支援事業については、「1人でも相談に来られた人を就労につなげていく」という基本認識に立ち、就労支援センターで相談事業を行っております。今後も啓発活動による相談者の掘り起こしや庁内体制の強化連携を図ってまいりたい。

また、大阪府・市町村就労支援事業推進協議会や阪南自治体労働行政協議会などの関係機関との連携や広域的共催事業などに取り組み、若年者・高齢者・母子家庭の母親・障がい者等の就職困難者で、「働く意欲・希望がありながら、雇用・就労を妨げる様々な要因を抱える方々」に対する雇用の確保・創出に努めてまいりたい。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

改正最低賃金法・労働契約法など労働関係の法律改正について情報の収集を行い、町の広報

紙・ホームページ等で周知してまいりたい。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体にあっては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

「行政の福祉化」とは、行政各分野の連携のもと既存施策に創意工夫を凝らし、母子家庭の母・障がい者・高齢者等の就職困難者の雇用・就労の機会を創出し「自立支援型福祉社会」を実現するための重要な取り組みであると認識しております。

本町のような小規模自治体では発注件数も少なく総合評価入札制度などを導入するには難しい面がありますが、就職困難者への支援策としては有効であると認識しております。

今後も引き続き府内市町村の取り組み状況を調査・研究し、同制度への移行・導入方法等を検討してまいりたい。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

国や大阪府などの関係機関からの情報収集を行い、町の広報紙やホームページ等を活用した周知や、取り組みの推進に努めてまいりたい。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

中小企業に対し、町に限らず国・府等が実施する支援施策等の幅広い情報提供を行うとともに、

あらゆる機会を通じて情報提供や情報収集を行ってまいります。また、様々な事業所が交流できる機会づくりや場の提供に努めてまいります。

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

本町の町域は4.03km²と狭隘で、広い土地空間がなく企業・工場誘致そのものが困難な状態であり、誘致施策は進んでいないのが現状であります。地域の経済的・社会的条件及び立地条件・自然条件など実情を十分踏まえたうえで、「総合計画」に沿って新産業の創出と技術支援の充実に努めてまいります。

また、本町においては、中小企業を対象に経営の安定と振興を図ることを目的とする中小企業振興資金利子補給補助金制度を設けておりますが、今後も企業経営の体質強化や近代化を促進するため、商工会など関係機関と連携し、各種融資制度などに関する情報提供を充実するとともに、経営指導・相談活動の強化などに努めてまいります。

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

地場産業については、本町は特に厳しい繊維・木材業種が集中しており、厳しい経営環境が続いています。

そのようななか、昨年、商工会を通じて、町内800余の事業所に対して行政への要望も含めた幅広いアンケート調査を実施したところです。その結果を踏まえ、行政や地域ニーズを的確に把握し、今後の施策に反映してまいります。

また、優先発注については本調査の結果も踏まえて今後検討してまいります。

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

長引く不況とデフレ傾向が続く我が国の経済状況のなか、大企業はもちろんあらゆる企業にとって厳しい経営が続いています。

本町では、昨年来、忠岡町商工会と定期的に忠岡町産業振興連絡会議を開催し、本町の中小企

業の動向について綿密な情報交換を行っており、そのなかで下請二法及びガイドラインについて再度徹底を図るとともに、町の広報紙等を通じて広く住民に周知徹底を図ってまいりたい。

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中長期スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

行財政改革を行っていくうえで、住民の皆様のご理解・ご協力が必要であることから、その推進にあたっては、本町の現状や行財政改革の必要性、行財政改革の取り組み内容や効果等について、様々な機会を通じてお伝えしてまいりたい。

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

今後の行政運営にあたっては、公と民の役割分担や受益と負担の適正化等について、住民の皆様のご理解・ご協力により進めていくことが重要になると考えることから、行政と住民の皆様との協働による行政運営を一層進めてまいりたい。また、今後とも、日常の様々な施策・事業の実施の場面はもとより広報・ホームページ・住民懇談会等を通じて情報の提供や意見聴取を行い、本町の施策・事業に反映してまいりたい。

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(3) について、府から市町村への権限移譲については、市町村の受け入れをスムーズに進めるために府から新たな財政措置や人的支援措置等が示されており、これらを活用しながら、本町の住民生活の向上に資するよう積極的に受け入れを進めてまいりたい。また、受け入れに伴う行政サービスの変更については予め十分に周知してまいりたい。

加えて、府からの権限移譲の受け入れを進めるなかで、役場の事務事業トータルの効率化を図る観点からも、事務処理や組織体制の見直しも今後検討してまいりたい。

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

税財源の確保は本町にとって重要な問題であることから、国直轄事業負担金制度の廃止もあわせて、府と連携を図りながら、国に対して積極的な提言を行ってまいりたい。

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本町の厳しい財政状況に鑑み、選択と集中による行財政運営を行ってまいりたいと考えているところであり、今後行政評価システムの導入を検討していく際には、役場外部からのチェックの観点についても留意してまいりたい。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

平成18年1月から泉州5市1町(高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・貝塚市・忠岡町)で泉州北部小児初期救急広域センターを設置し、土曜・日曜・祝日の初期救急と2次救急との分離を図るとともに、患者がスムーズに受診できる体制を確保いたしました。

また、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境につきましても、町内医療機関や近隣医療機関とも十分な連携を保ちながら、今まで同様地域住民の健康・福祉の向上に努め、地域医療体制の充実を図ってまいります。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

忠岡町ケアマネ連絡会や通所及び居住系サービスを中心とした忠岡町介護関連事業所連絡会と連携し、昨年度に引き続き介護支援専門員や介護職員等に向けた研修会の開催を継続することにより、介護労働者の質の向上や人材育成を図ってまいります。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

障がい福祉については身近な地域で必要なサービスを受けながら安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、「忠岡町第2期障がい福祉計画」を策定し、必要な障がい福祉サービスの提供や地域生活支援事業の推進に努めております。

今後も障がい福祉サービス制度の拡充及び利用者負担の軽減について、大阪府や国に対し要望等を行ってまいります。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

メンタルヘルスは深刻な社会問題と認識しており、現在相談業務等を実施しておりますが、対策については専門知識が必要でありますので、医師会及び保健所等と連携し、住民の健康保持に努めると同時に、企業に対してはメンタルヘルス対策の重要性を啓発し、支援体制の拡充に努めてまいりたい。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

厳しい財政状況のなか、待機児童の解消及び延長保育等の拡充に努め、子育て支援等については、「子どもを安心して生み、育てることができる環境づくり」を推進するため、さらなる妊婦一般検診の充実を図り、また、各種教室・研修等に積極的に取り組んでまいりたい。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないよう対策を講じること。

(回答)

子どもの安全確保は重要課題と認識しております。小学校の受付業務員の配置については、町の財政状況等を勘案しながら、そのあり方を検討してまいりたい。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

きめ細かな指導が可能となるよう、大阪府教育委員会に対し、現行の府基準による小学校1・2年生での35人学級編制の維持を働きかけてまいりたい。また、望ましい勤労観・職業観を育て

るため、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育に系統的に取り組んでまいりたい。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

現下の厳しい財政状況のなかではありますが、就学援助制度の充実に努めてまいりたい。また、高校の実質無償化に伴う新たな施策の実施について大阪府と連携しながら国に対し要望等を行ってまいりたい。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

虐待は子どもたちの心に、容易に癒えることのない大きな傷を残します。虐待は起こってから対応ではなく起こらないようにすることが、子どもたちにとって大変重要です。増え続ける子どもへの虐待を未然に防止するため、地域のなかで親子を見守り支援することが、社会全体の責務と考えております。本町におきましても、要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、虐待防止に向けて積極的に取り組んでまいりたい。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

本町では、被害者が安心して相談できるよう、教育委員会においては専門相談員による「女性の悩み相談」、人権擁護委員による「人権相談」、人権総合相談員による「人権なんでも相談」を実施しております。

また、相談内容の早期解決に向けて近隣自治体との連携を図り「相談事業連絡会」を設置するなどの相談機能の充実をはじめ、町広報紙を通して住民への周知に努めております。

なお、本法律の重要性は十分認識しており、被害者に対する積極的な支援を推進するため、地

域の実情に合った基本計画の策定等について、府内自治体の状況を参考に検討してまいりたい。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本町における「男女共同参画計画書」の策定にあたっては、平成21年度に住民意識調査を実施しており、平成22年度にはあらゆる分野で女性の能力が発揮され、男女共同参画の実現に向けての指針となる本計画書を策定し、女性政策の推進に努めてまいりたい。

6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

本町では平成20年に「第2次忠岡町地球温暖化対策実行計画」を策定し、実行計画を遂行しております。その中で、本町の事務・事業により排出される温室効果ガス総量のうち二酸化炭素が大部分を占めていることから二酸化炭素の排出削減に重点を置き、メタン・一酸化二窒素の3物質を算定対象としております。ハイドフルオロカーボンはじめパーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄については本町の事務・事業において排出量は微量もしくは未使用等の理由により算定対象から除外しております。

計画の達成状況については定期的に調査・報告を求め、事務・事業における温室効果ガスの総排出量や数値目標の達成状況等の点検・評価を行い、町の広報紙等により公表しております。

今後は、「地域推進計画」の策定も視野に入れ、区域全体の自然社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等や都市計画等とも連携し、さらなる温室効果ガス削減に向けた施策に努めてまいりたい。

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

本町は平成18年度に「分別収集運搬等計画書」を策定し、ごみ発生量の抑制・ごみ減量化の推進・資源回収の促進等施策の見直しを行い、平成19年10月から粗大ごみの有料化を実施しております。また、平成20年10月から実施した一般家庭ごみの収集有料化においては、対前年比約20%の減という結果を得ることができました。その一方で、生ごみのコンポスト化の拡充や生ごみ処理機器補助制度も行っており、再資源化・減容化等の施策にも鋭意取り組んでおります。

資源ごみについては、カン・ビン、ペットボトルの分別収集を行うとともに、古紙・古布については、地域での取り組みの一環である集団回収に対し積極的な働きかけを行っております。また日常生活で発生した不用品等についてはリサイクル広場を開設するなど、リサイクル率の向上についても取り組んでおり、今後も住民の理解と協力を求めるとともに啓発活動の強化を図りつつ、他の関係機関や大阪府と連携しながらリサイクル率の向上をめざしてまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

大規模災害に備えた災害時用の食糧等については「大阪府の重要物資確保の基準」に定められている目標備蓄量は確保し、消費期限の過ぎた物資については毎年度補充を行っております。河川改修・海岸整備の推進等の防災力の向上につきましては、大変重要なことであり、今後も国・大阪府などに強く要望してまいります。また、防災訓練は毎年地域住民参加型の避難訓練等を実施しております。

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

本町では平成19年4月から耐震診断補助制度、平成21年7月から耐震改修補助制度を設けており、住宅の耐震化を推進するとともに住民の耐震に対する意識高揚を図ってまいります。また、公立学校の耐震化率の改善は、急務の課題であると認識しております。校舎の耐震化につきましては、「忠岡町学校施設耐震化推進計画」に基づき実施してまいります。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、

安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

（回答）

忠岡町防犯委員会・忠岡町防犯アドバイザー隊を中心に泉大津警察署・泉大津防犯協議会と連携を密にし、住民の安全・安心のための活動を行っております。町では各小学校に安全要員を配置、常時施錠し入退場者のチェックを行っております。

また、防犯アドバイザー隊などによる登下校時の子どもの安全監視や青色回転灯付きの公用車によるパトロールを引き続き実施してまいりたい。あわせて、町の広報紙を通じ、地域住民に対し子どもの動向に対する注意や不審者情報の提供などを呼びかけてまいりたい。

各小学校区において、子どもの安全確保のため、地域のボランティアが「子ども安全見守り隊」を結成し、下校時の見守りや遊び場の見回り等を実施しております。青色回転灯を装備した公用車（パトロール車）を活用し、子どもの下校時間に合わせ巡回警備を強化するなど、児童・生徒の安全確保に努めております。

(5)（街づくりの強化）

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

（回答）

本町は、高齢者や障がい者をはじめすべての人々が安全で快適な日常生活を営めるよう「福祉のまちづくり」を進めております。この観点から「交通バリアフリー基本構想」策定を早期に行い、既存の各種関連計画の見直し時期には、先の基本構想を踏まえて検討し、公共施設や道路・公園などの改善・改良を積極的に推進してまいりたい。

次に、本町の道路整備状況はほぼ概成しておりますが、今後も大阪府と連携して道路交通網の改善を図り、また公共交通事業者に対しては、公共交通網の整備に積極的な協力を行うよう働きかけてまいりたい。

また、温室効果ガスの9割程度を占めるエネルギー起原二酸化炭素の排出量は増加傾向にあります。そのうち4割が産業部門で近年ほぼ横ばい傾向、2割を占める運輸部門では1990年度比で2割増加、2割を占める業務・その他部門及び1割を占める家庭部門では排出量は大幅に増加しています。

このことから、毎月町の広報紙などで「毎月20日はノーマイカーデー」等の標語を掲載し、地

球温暖化防止について、広く住民への啓発に努めております。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法（仮称）の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

人権侵害は大きな社会問題であり、人権侵害を救済するための独立性・実効性のある人権侵害救済法の実現に向け、平成17年3月に「人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書」を決議し、これまで国に働きかけてまいりました。今後も引き続き大阪府をはじめ府内自治体と連携し、法制定に向け積極的に国への要望を行ってまいりたい。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本町は、世界に対し核兵器の廃絶と恒久平和の真の実現に寄与するため、非核都市宣言を実施した全国の自治体で組織する「日本非核宣言自治体協議会」に加盟しております。

戦争は最大の人権侵害であり二度と繰り返されることのないよう、地域に根ざした平和活動として、住民一人ひとりの意識の高揚と平和への願いが次世代を担う子どもたちに継承されるよう、各種の事業を展開しております。

今後も世界平和の実現に向けてより一層努力してまいりたい。